

## 小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 小売業ECイノベーション実装支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での販売等に深刻な影響を受け、ニューノーマルに対応した販売への転換が求められる中、EC（インターネット上でモノ等を売買すること）等を通じて、革新的な手法により国内外の販路の開拓・拡大に向けてモデル的に取り組む県内小売事業者を支援することを目的とする。

### (補助対象事業等)

第3条 知事は、前条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 広島県内に本社又は本店を有する小売事業者であること。

(2) 広島県が実施する小売業ECイノベーション実装支援事業への事業提案を行い、支援対象事業者として採択された者であること。

3 補助対象事業は、補助事業者が行うECを活用した国内外の販路開拓・拡大及び売上を増加させる革新的な実装事業とする。

### (交付の対象、補助率等)

第4条 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助下限額は、別表1のとおりとし、補助額は、補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。なお、補助額が補助下限額に満たない補助事業については、交付決定を行わないものとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日までとする。

### (交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当す

る金額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知を補助事業者へ送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業者は、前項各号の承認等を受けようとする場合には、同項第1号及び第2号については別記様式第2号による申請書を、また、同項第3号については別記様式第3号による申請書を、さらに、同項第4号については別記様式第4号による報告書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### (補助金の交付)

第11条 補助金は、原則、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第5号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定による補助金交付請求書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

#### (交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント（算定対象の期間において適用される規則第19条第1項及び第2項の規定による加算金及び延滞金の率（以下「規則の率」という。）がこの率と異なる場合は、規則の率）の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### (補助事業の経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する県の会計年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### (財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第9条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第15条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号に規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
  - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第9号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。
  - 5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めるときには、承認の通知を送付するものとする。
  - 6 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (事業化の報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間、県の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項のほか、補助事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

#### (成果の発表)

- 第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

#### (その他必要な事項)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助下限額
実装事業費	委託・外注費，旅費，会議費，謝金，備品費（借料及び損料を含む。），消耗品費，印刷製本費，補助員人件費，その他諸経費	9/10 以内	2,000万円
直接人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費		

別表2（第7条関係）

区 分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	1 補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 2 別表1に掲げる経費区分の相互間において，補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第5条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について，補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙「事業計画書（起案書）」（任意様式）のとおりに
- 3 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) 補助対象経費の内訳書
  - (3) 補助対象経費の見積書等の写し
  - (4) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（原本）
  - (5) 県税事務所発行の県税及び地方法人特別税について滞納がない旨の納税証明書

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・ 電話	
職氏名			E-mail	

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画変更について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画中止（廃止）について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 補助事業中止の期間（補助事業廃止の時期）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金の精算額	金	円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の内訳書
- (4) 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

1 請求金額 金 円也

内 訳（※概算払により補助金を受領した事業者のみ記載）

交付決定額	概算払額	今回請求（精算）額	差引残額	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

(カナ： )

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号による補助金について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

1 請求金額 金 円也

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

(カナ： )

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助額	備考
				円	円					

(注)

- 1 対象となる取得財産等は，取得価格又は効用の増加価格が小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産の区分は，（イ）事業用備品（機械装置等），（ロ）書籍，資料，図面類，（ハ）無体財産権（産業財産権等），（ニ）その他の物件とする。
- 3 数量は，同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は，検収年月日を記載すること。

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法及び時期
- 5 処分により得る収入の見込み額

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者  
所在地  
企業名  
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る補助事業等の成果を活用して  
実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第4項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名，取得年月日，取得価格及び時価
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法及び時期